

平成 17・18 年度  
高崎市公民館運営審議会答申

平成 19 年 5 月 10 日  
高崎市公民館運営審議会

## — 目 次 —

諮問文	P1
審議会実施報告	P2
専門委員会報告・委員に関わる公民館行事	P3
答申概要	P4
答申骨子	
1) 公民館利用の原点について ~基本となる前提と将来像~	P5
2) 地域の教育力と公民館について ~学校との連携を中心として~	P6
3) 子どもとの関わりについて	P7
4) 家庭教育関係の事業内容について	P8
5) 利用者側からの公民館の使い方と調整方法等について	P9
6) 生涯学習推進員・公民館運営推進委員会のあり方について	P10
7) 公民館の望ましい体制づくりについて	P11
詳論	
1) 公民館利用の原点について ~基本となる前提と将来像~	P12
2) 地域の教育力と公民館について ~学校との連携を中心として~	P16
3) 子どもとの関わりについて	P19
4) 家庭教育関係の事業内容について	P22
5) 利用者側からの公民館の使い方と調整方法等について	P27
6) 生涯学習推進員・公民館運営推進委員会のあり方について	P30
7) 公民館の望ましい体制づくりについて	P34
【資料】	
平成17年度委員名簿	P38
平成18年度委員名簿	P39

平成17年9月21日

高崎市公民館運営審議会  
会長 熊倉 浩靖 様

高崎市公民館連絡協議会  
会長 飯野 茂

市町村合併を踏まえた公民館のあり方と事業の展開について

社会教育法第29条2項の規定に基づき、下記の事項に理由を添えて諮問します。

## 記

検討を要する事項

- 1 新高崎市における公民館のあり方と望ましい体制づくり
- 2 地域の特色を生かした公民館事業の企画と展開
- 3 答申の活用及び具現化の工夫と市民サービスの向上

理由

高崎市は平成18年1月23日に近隣の4町村（倉淵村、箕郷町、群馬町、新町）と合併し、人口約31万人の新市が誕生します。

合併協定によれば、公民館事業は平成20年度を目途に調整して統一することになっていますが、これまでに管理体制の基本方針となる「1小学校区1公民館体制の推進」及び「単一の公民館体制づくり」、「公民館の位置付け」等が確認されてきました。

この状況下、高崎市の公民館は町村の公民館を加えて全42館になる予定であり、今まで以上に円滑な公民館運営の推進と各種事業の充実が求められています。

今後、現行の管理体制や事業内容を核とした公民館運営を推進することになりますが、特に上記の事項について大所高所からの検討協議が必要と思われます。

以上の理由により、合併を踏まえた新しい広域エリアに対応する公民館のあり方等について具体的方策を調査審議の上、ご提言をいただきたく諮問いたします。

## 平成17・18年度 高崎市公民館運営審議会実施報告

回	開催日時	開催会場	審議内容
第1回	平成17年 7月20日(水) 午後1時30分 ～3時30分	高崎市 中央公民館 第2集会室	1 委嘱状交付 2 会長・副会長選出 3 「15・16年度答申」説明 4 その他 ・今年度の審議会予定 ・県公民館連合会 ・西毛ブロック公民館協議会の評議員・理事選出
第2回	9月21日(水) 午後1時30分 ～3時30分	高崎市 中央公民館 第2集会室	1 平成17・18年度諮問 「市町村合併を踏まえた公民館のあり方と 事業の展開について」(高崎市公民館連絡協議会から) 2 平成15・16年度「社会教育委員会議答申の説明」(社会教育課)
第3回	11月24日(木) 午後1時10分 ～4時00分	南牧村 南牧村活性化 センター	西毛ブロック公民館研究集会への参加 講演「現代の地域づくりと公民館 - 志で結ばれる地域コミュニティ -」
第4回	平成18年 2月7日(火) 午後1時30分 ～4時00分	高崎市 群馬公民館 講義室2	1 委嘱状交付(市町村合併により) 2 倉淵・箕郷・群馬・新町地区の公民館について (群馬公民館施設見学含む) 3 諮問検討
第5回	3月9日(木) 午後1時30分 ～3時30分	高崎市 中央公民館 第2集会室	1 高崎市公民館長任命に関わる意見聴取 2 諮問検討 ・平成17年度高崎市公民館事業まとめ ・平成17年度高崎市中央公民館事業評価をもとに審議
第6回	7月25日(火) 午後1時30分 ～3時30分	高崎市 中央公民館 第2集会室	1 委嘱状交付 { 学校関係者2名 社会教育関係者1名 議員1名 } 2 昨年度の審議経過(報告) 3 今年度の審議予定
第7回	8月24日(木) 午後1時15分 ～5時00分	前橋市民 文化会館	第47回関東甲信越静公民館研究大会への参加
第8回	10月19日(木) 午後1時30分 ～4時00分	高崎市 榛名公民館 研修室2	1 榛名公民館の事業および施設について(施設見学含む) 2 答申審議 3 専門委員の設置について
第9回	平成19年 1月25日(木) 午後1時30分 ～3時30分	高崎市 新町公民館 研修室	1 新町公民館の事業および施設について(施設見学含む) 2 専門委員会での答申作成の経緯について 3 答申審議 4 答申のまとめにあたっての今後の計画について
第10回	3月6日(火) 午後1時30分 ～3時30分	高崎市 中央公民館 第2集会室	1 答申案最終報告 2 高崎市公民館長任命に関わる意見聴取 3 高崎市公民館の事業実績報告

## 専門委員会実施報告

回	開催日時	開催会場	内 容
第1回	平成18年 11月13日(月) 午後6時～8時	高崎市中央公民館 図書資料室	答申作成について
第2回	11月24日(金) 午後6時～8時	高崎市中央公民館 図書資料室	答申作成について
第3回	12月20日(水) 午後6時～8時	高崎市中央公民館 図書資料室	答申作成について
第4回	平成19年 1月16日(火) 午後6時～8時	高崎市中央公民館 図書資料室	答申作成について

## 委員に関わる公民館行事 (群馬県公民館連合会事業)

月 日	会 議 ・ 事 業	場 所
平成17年 11月2日(水)	公運審部会総会・全体研修会	高崎市中央公民館
11月24日(木)	西毛ブロック公民館研究集会	南牧村活性化センター
12月2日(金)	第23回群馬県公民館研究集会	前橋市中央公民館
平成18年 8月24日(木)	関東甲信越静公民館研究大会	前橋市民文化会館

# 答申概要

## はじめに

高崎市公民館運営審議会は、平成 17 年 9 月 21 日、高崎市公民館連絡協議会（飯野茂会長）から「市町村合併を踏まえた公民館のあり方と事業の展開について」の諮問をいただきました。

その際、次の 3 点が「検討を要する事項」として提示されました。

- 1) 新高崎市における公民館のあり方と望ましい体制づくり
- 2) 地域の特色を生かした公民館事業の企画と展開
- 3) 答申の活用及び具現化の工夫と市民サービスの向上

爾来、高崎市公民館運営審議会は、「検討を要する事項」を中心に調査、意見交換を重ねて参りましたが、審議過程の平成 18 年 1 月 23 日に倉淵村、箕郷町、群馬町、新町との合併が成り立ったのに加えて、同年 10 月 1 日に榛名町とも合併し、人口 34 万の群馬県内最大の都市となりました。

公民館の体制は、かねての答申通り、旧高崎市の「1 小学校区 1 公民館」体制に準ずる単一の公民館体制が組まれることになり（中央公民館のもとに、旧町村の中央公民館を継承した 5 つの中規模館と、旧高崎市 32 及び群馬地区 5 の計 37 の地区公民館）、事業については、平成 20 年度を目途とする合併協定を先取りする形で、旧高崎市が進めてきた事業項目に準ずる形での実施が進んでいます。

一方、公民館運営審議会は、単一の公民館体制に対応して全市に 1 つの審議会設置の形として、倉淵、箕郷、群馬、新町の 4 地区から公民館運営審議会委員が選出され、榛名地区からは任期途中ということもあり、形式上オブザーバーという形で審議会への参加を得られています。

このように、公民館体制も審議会も円滑に合併過程を乗り越えています。それだけに、与えられた諮問をさらに掘り下げて、有効な答申が必要と思われ、委員全員、従来 of 答申を上回る具体的かつ分かりやすい答申作成に努めました。

その結果、私たち高崎市公民館運営審議会は、3 つの検討を要する事項を組み直し、諮問内容を次の 7 つの「課題と提言」に整理し、答申いたします。

- 1) 公民館利用の原点について ~ 基本となる前提と将来像 ~
- 2) 地域の教育力と公民館について ~ 学校との連携を中心として ~
- 3) 子どもとの関わりについて
- 4) 家庭教育関係の事業内容について
- 5) 利用者側からの公民館の使い方と調整方法等について
- 6) 生涯学習推進員・公民館運営推進委員会のあり方について
- 7) 公民館の望ましい体制づくりについて

以下、概要では骨子を箇条書きで示し、詳論でいっそう詳細に記しました。

# 提言骨子

## 1) 公民館利用の原点について ~基本となる前提と将来像~

「公民館利用の原点について ~基本となる前提と将来像~」の課題と提言を整理すれば、ポイントは以下のとおりです。

1. 平成18年に実施された市町村合併により、新高崎市の公民館運営は7ブロック43館の体制となった。17年度公民館の利用者総数は、主催事業3,387回104,885人、他団体事業48,377回677,395人、総計782,280人に達しており、市民1人あたり2.5回程度の利用となっている。定期利用団体及びサークルの総計も1,298団体を数える。量的には実に充実している。

次の段階として、「公民館という社会教育施設において引き受けるべき生涯学習活動とは何か」を考え、時代にあった質の充実を図る必要がある。

2. その一歩として公民館活動の3つの歴史的段階を改めて確認されたい。

第1は、昭和24年の社会教育法に基づく「社会教育」の段階で、公民館は、学校教育機関以外の学びの場、自主的学習活動の場として整備された。

第2は、昭和46年の社会教育審議会答申が提案した「生涯教育」の段階で、公民館は、高度経済成長を遂げた後の豊かな社会において噴出した新しい社会問題について学び、考える人材を育む場として機能した。

第3は、昭和56年の中央教育審議会答申に端を発する「生涯学習」の段階で、スポーツ活動や文化活動、趣味、レクリエーションなども含まれる。

現在は、生涯学習活動の多様化と充実を踏まえ、多様な施設・機関間での分業と連携の中で、公民館活動の原点に立ち返り、生涯学習活動の中でもとりわけ「公民館」が引き受けるべき活動は何かを考えなければならない時期に入っている。公民館が固有に担うべき公共性は何かを考えることが不可避となっている。この視点から使用料減免規定等も見直す必要もある。

3. 旧高崎市と旧町村での公民館と文化協会の関係性の相違等が見受けられるが、生活基盤や人口規模、コミュニティのあり方等の相違に留意して地域特性を生かす制度運用・施設運営を心がけられたい。

そのことを前提とした上で、文化課と社会教育課との連携、旧高崎市と各支所、あるいは各支所間との交流・連携をさらに促進するとともに、長期的には、公民館運営の新段階に関する議論を踏まえた上で、「文化協会」という概念や制度的位置づけについても再考する必要があると考慮される。

## 2) 地域の教育力と公民館について～学校との連携を中心として～

「地域の教育力と公民館について～学校との連携を中心として～」の課題と提言を整理すれば、ポイントは以下のとおりです。

1. 平成8年7月の中央教育審議会第一次答申では「子供にとっての学校・家庭・地域社会のバランスのとれた教育の必要性」を論じているが、近年益々「地域の子どもは地域で育てる」という言葉の持つ重要性が高まっている。  
高崎市公民館運営審議会も学社連携の視点から「子ども活動デー」の提言等を行ってきたが、各館が平成14年度から実施してきた「子どもの居場所づくり事業」等は高い実績を上げている。  
その上で、地域諸団体の一層の参加を得て地域全体の教育力を高め、地域の将来を担う子ども達を育成するよりよい地域環境づくりを進めるために、機能すべき公民館の役割とは何かを明確にしていく必要がある。
2. その点、現在審議が進められている中央教育審議会生涯学習分科会において、「家庭や地域社会における教育力を充実させ、社会全体で子どもを育てていく」ためには、「異年齢の子どもや異世代の地域の人々とのかかわりの中で、様々な体験の機会を提供し、子どもの自主性・創造性・社会性を涵養するとともに、触れる・体験するといった感覚を通して情操を養うなど、地域の大人の力を結集して子どもを育てる環境を整備することが求められる」と提案されていることに注目されたい。  
実際にこうした地域づくりを進めるのは地域の人たちであるが、結集を進めるコーディネート機能は、公民館に期待されるところ大だからである。
3. 「地域の大人の力を結集する」ための第一歩は地域の人たちが知り合うことにあるが、公民館には、各種団体間の調整・連携の体制ができているからである。コーディネート機能こそ公民館が果たしうる最重要課題である。
4. そのためには、恒常的に各種団体と連絡・交流していることが重要である。日頃の連携事業の実施は、事業実施の具体的な成果とともに、「地域づくり」の基盤形成という役割を負っていることを再度自覚されたい。
5. さらに今後は、永年培ってきた地域背景を踏まえた上で、学校を含めた様々な機関・団体との連携を、「地域の子どもたちは地域で育てる」ために「地域の大人の力を結集」する視点から推進していくことが望まれる。

### 3) 子どもとの関わりについて

「子どもとの関わりについて」の課題と提言を整理すれば、ポイントは以下のとおりです。

1. 新高崎市の発足で小・中・養護75校体制となり、学童クラブは52の小学校に対して51が登録されている。児童館は4館。  
公民館は1小学校区1公民館に準じた43館体制だが、地域の特色を生かした公民館事業の中で「地域の子どもは地域で育てる」ことへの関与が益々高まってきており、「たかさき子ども活動デー」のもと「心豊かな活力ある人づくり・地域づくり」をテーマとした活動が各館で定着しつつある。
2. 現状を見ると、公民館が子どもと関わって進めている事業は以下が中心。  
地域の高齢者が指導者（講師）となっている事業  
囲碁・将棋・書道や伝統的な行事の伝承の講座が多い。  
小学生と高齢者がともに参加者として一緒に活動している事業  
第59回優良公民館表彰受賞の新高尾公民館「親と子の稲づくり」事業等。  
中学生や高校生が関わった事業  
中学生対象教室の継続開催、中学生を解説ボランティアに養成している道祖神の里めぐり、ピア・サポーター養成講座等は注目される。  
各種団体との交流を図った事業  
幾つかの公民館で学童クラブとの連携・合同事業が行われており、小学校の空き教室利用等は注目される。
3. 事業展開が「うまくいった」と感じる館の意見として多いのは、地域や関係団体との連携がうまくいっているという点。逆に「うまくいかなかった」あるいは「手ごたえがなかった」と感じた館からは、「内容がよく理解されていなかった(伝わっていなかった)」という意見が聞かれた。  
関係者間での共通理解、役割分担の大切さが痛感される。
4. 今後の展開として、学校、地域を動かしている世代の人々、そしてPTA・育成会等の中間世代との物理的・心理的な世代間交流を、公民館を核としてどう進めていくかが最大のポイント。  
そのためにも、公民館活動を通じた「ひとづくり」という視点がとても重要である。公民館には、「ひと」と「こころ」がふれあう地域・学校・家庭のプラットフォームとしての役割が期待される。

## 4) 家庭教育関係の事業内容について

「家庭教育関係の事業内容について」の課題と提言を整理すれば、ポイントは以下のとおりです。

1. ライフアップ推進事業分野では、親を対象とした中央公民館と親子を対象とした地区公民館の役割分担がはっきりしてきた。それを踏まえて、中央公民館、地区公民館は、それぞれの成果・情報を子育て中の家族に提供し、より効果的な利用を行える環境整備、児童館等の他機関・施設との実情に合った連携が望まれる。  
また、対象を親子に限らず、高齢者や女性を対象とした多くの講座の中にも「家庭教育」の意図を意識的に盛り込むことも望まれる。
2. キャリアデザイン支援事業分野では、公民館は、学校や児童館とは違って大人とともに活用する施設であり、子どもにとっては社会人となる通過点としての学びの場であることを親たちに知ってもらい、土曜日の利用を理解してもらう必要がある。長期的視野での事業展開が望まれる。
3. 地域づくり支援・ボランティア養成事業分野では、真の子ども力を育てる一助として伝承遊び等が注目されるが、伝承遊びの多くは大地の遊びであり、環境の整備・提供の検討も必要となる。また、高齢者と子どもの交流では、お互いに事前学習が必要になってくることも考慮されたい。
4. 図書ボランティア活動支援事業は、児童や一般の利用者も多く、高崎市の特色となってきた。今後は、親子が自由に読み集える図書室の提供と、読み聞かせボランティアの実践の場としての「おはなしのスペース」が、一層期待される。
5. 総じて、家庭教育学級はそれなりの充実を示しているが、子どもの実情は大変忙しい。現代の子どもの置かれている状況を多方面から掘り下げて「真に子どもに必要な事業はどれか」を、もう一度見直したい。  
また、家庭教育は子ども、あるいは親子が中心になりがちだが、夫婦・介護・ニート等の問題も含めて事業が見直されている。その点、18年度に中央公民館が行った「家庭看護法講習会」と「若者の自立を支える家族のための講座 ニートからの脱出」は大変注目される。ニートの保護者を対象とした公民館事業は全国的にも稀であり、講座の継続を望みたい。
6. これからは、子どもや家庭が抱えている現実を深く見ながら、公民館・家庭・学校・地域社会や団体・NPO等との意見交換と連携の中で「子どもの幸せ、家庭の在り方」を辛抱強く、しかも具体的に考えていくことが望まれる。

## 5) 利用者側からの公民館の使い方と調整方法等について

「利用者側からの公民館の使い方と調整方法等について」の課題と提言を整理すれば、ポイントは以下のとおりです。

1. ときに「新規団体の参入は難しい。利用がある日時に集中する」という苦情がもたらされる。しかし、平成17年度実績によれば、中央公民館は102の団体が利用しているが、午前40団体、午後28団体、夜間30団体、随時4団体と時間帯に分かれた利用調整がなされており、想像以上に問題点は少ない。  
しかし、今後の課題として、部屋の空きがないために、利用申込みを断った回数や利用・予約に関する苦情・要望があった場合の内容等をデータとして記録しておくことを望む。
2. 一方、旧高崎市32の地区館利用状況を見ると、8割を超える26の公民館で新規団体が新しく入れ替わっており、特定の団体や講師による何年も続いて固定的な利用は少なくなっている。  
しかしながら、新規団体の申込みに対しての開かれた実感はまだ弱い。  
地区公民館は「高崎市公民館規則第8条2項」を積極的に市民に伝え、その手続きに従って、利用者がかち合った場合は両者間で十分話し合いをもって館の利用を決めるよう誘導していく必要がある。  
まさに、民主主義の訓練であり、民主主義の学校、地域住民志向、連絡・調整・コーディネーターと言われる公民館の本領発揮に繋がるものである。

### 高崎市公民館規則

- 第8条 公民館条例第5条の規定による許可を受けようとする者は、高崎市公民館使用申請書(様式第1号)を使用しようとする日の3日前までに、館長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書は、中央公民館以外の公民館にあっては使用しようとする日(以下この項において「使用日」という。)の属する月の前月から、中央公民館にあっては使用日の2月前(ホールについては、6月前)から受け付けるものとする。

## 6) 生涯学習推進員・公民館運営推進委員会のあり方について

「生涯学習推進員・公民館運営推進委員会のあり方について」の課題と提言を整理すれば、ポイントは以下のとおりです。

1. 最近3カ年の推移を見るだけでも、生涯学習推進員が中核となって企画・運営した事業は年々増加し、参加者も市民の1割に達している。  
特に、ブロックを生かした事業展開が定着しだしており、年間を通じて各校区が輪番で事業を持ち回るブロックや、年毎の輪番で事業を展開しているブロックがある。活動においても、生涯学習推進員が学校に出向き、小学生と活動をともしする事例も増えている。
2. このようにブロックの活用が進んできた中、地区公民館との連携をより高めるには、生涯学習推進員ブロック体制を公民館ブロック体制に早急に準じさせることが不可欠である。  
そして、ブロック内における校区間の交流・連携をより充実させることが、生涯学習推進活動を活性化させる重要なポイントになると見られる。
3. その一方で、地域住民にとっても、生涯学習推進員制度の内容やどこの誰が生涯学習推進員であるかなどがあまり知られていないのが実情であることが判明した。  
そこで、3つの提案を行いたい。  
地域住民に推進員の役割や活動内容を知らせ、理解を深め、関心を高めてもらうためにも、推進員の地域からの「公募」を検討されたい。  
推進員は、年度当初の地区公民館事業に参加して地域の諸団体やサークルでの認知度を高め、地域の多くの方々との恒常的なふれあいを進めること。  
推進員は、日頃から地区公民館に足を運び、館長や職員との日常的なコミュニケーションを形成し、身近な存在感を高めていくこと。
4. 公民館運営推進委員会の活性化は度々答申してきたが、なお改善が求められる。そこで、改めて平成9・10年度答申のポイントを再度強調したい。  
「部会制」を積極的に活用し講座・事業を支援できる体制を検討すること。  
公民館運営推進委員に対する研修、情報提供の充実を図ること。  
公民館運営推進委員に、「公募」による委員を加えることを検討すること。
5. 公民館運営推進委員会要綱準則第2条に「委員会は、館長の求めに応じ、公民館における事業の企画実施につき調査審議するとともに、公民館運営に協力するものとする」とある。  
中規模館及び地区公民館の館長諸氏におかれては、委員会の有効活用を期待したい。

## 7) 公民館の望ましい体制づくりについて

「公民館の望ましい体制づくりについて」の課題と提言を整理すれば、ポイントは以下のとおりです。

1. 公民館の体制・組織に関しては、ほぼ平成 15・16 年度答申の通り実現されている。公民館連絡協議会、教育委員会、公民館運営審議会の意見が一致し、かつ具現化できた例として評価し合いたい。
2. 7 ブロック体制の導入は、地域特性と一体化の視点から、答申を超えた体制として高く評価できる。特に、3・4・6 ブロックの扱いは積極的で、この形を他の行政分野におけるブロック構造に提案してもよいのではないかと。
3. 「ブロック」という考え方を積極的に位置づけ、1 地区公民館等だけでは実施困難な事業等について、ブロックという単位を生かした事業展開を図り、市民に周知すると共に、公民館同士のネットワーク化を強められたい。
4. 「ブロック」体制を生かすためにも、ブロックあたり 1 名ずつの職員増加を強く答申したい。教育委員会及び市長あるいは議会に提案されたい。
5. 中規模館や群馬地区の地区公民館に職員の館長が配置されていることは、強力な人員配置と言えるが、平成 20 年度を目途に他の地区公民館同様、公民館運営推進委員会を強化し、住民によって選ばれた館長と職員との共同運営体制に移られることを望む。
6. 学習成果を地域に還元し、住民自治を進めることが社会教育の本旨であることを鑑みれば、旧市の地区公民館においても公民館運営推進委員会を一層生かした公民館運営が望まれる。その点、生涯学習推進員ブロック体制を公民館ブロック体制に早急に合わせることを望まれる。
7. 化粧室への洋式トイレ設置と玄関周りのスロープ化をユニバーサルデザイン導入の柱とした実績と今後の計画を市民に周知すると共に、計画通りの整備が進められるよう、教育委員会及び財政部局に強く働きかけられることを望む。

# 詳論 1 : 公民館利用の原点について ～ 基本となる前提と将来像 ～

## 1. 公民館運営の新段階

平成18年に実施された市町村合併により、新高崎市の公民館運営は7ブロック43館の体制で推進されることとなった。この新体制下に収まる各館の活動は大変充実したものである。平成17年度の公民館利用状況の総計は、主催事業については延べ実施回数が3,387回、その延べ利用者数が104,885人であり、他団体の事業については延べ実施回数が48,377回、その延べ利用者数が677,395人にも及ぶ。また、定期利用団体およびサークルの総計は1,298団体である。

この充実ぶりは、まずは喜ぶべきことである。しかし、同時に量的な面での充実を果たした今、新高崎市の公民館運営は次の段階に足を踏み入れるべき時期にきているのではないだろうか。それは、すなわち質の充実を図るための段階である。

このような段階に至ったという認識の背景には、公民館で展開される生涯学習活動の活発化に伴う、その内容の多様化という問題がある。もちろん、「学び」に関する市民のニーズが多様化することは、それだけ社会が成熟したということの意味しているのであり、原理的には否定されるべきことではない。しかし、公民館施設という“ハード”に容量という現実的な制約がある以上、「公民館という社会教育施設において引き受けるべき生涯学習活動とは何か」という問題についても、私たちは検討しなくてはならないはずである。とりわけ新高崎市における前述のような生涯学習活動の量的充実という現状は、この問いの切実さの度合いを高めているといえる。

## 2. 公民館運営の歴史的三段階

ここではまず公民館での教育・学習活動の原点とは何であったのかを振り返っておくことにしたい。その際に注意したいのは、「生涯学習」「生涯教育」そして「社会教育」という三つの概念の関係である。

現在、公民館で主に行われている市民の諸活動は「生涯学習」と総称されるのが一般的だが、それ以前には「生涯教育」という語が用いられていたし、さらに時期を遡ると「社会教育」という表現が用いられていた。もちろん、これ

---

高崎市公民館編集委員会編『高崎市の公民館』(平成17年度事業報告)5頁参照。なおこのデータには、倉渕、箕郷、群馬、新町の各支所内の公民館については、2月～3月の利用状況しか含まれていない。また平成18年10月1日に合併した旧榛名町のデータも含まれていない。

らの表現の内実には重要な違いがあるし、その時代的変遷には相応の根拠がある。そして、この使用概念の変遷をたどることは、戦後の公民館運営の三つの歴史的段階をたどることをも意味している。

すなわち、日本では第二次世界大戦以前に遡る時期から成人のための教育の場を設置する取組みが存在し、それが「社会教育」と呼ばれてきた。ただ、戦前の社会教育は国家による国民の教化という意味合いが強かったといわれており、国民の自主的な学習活動としての社会教育が定着していくのは、戦後、1949年の社会教育法制定以降のことである。そして同法の下で、公民館のほか、図書館や博物館などの社会教育施設が誕生し、学校教育機関以外の学びの場が形成されていった。この自主的な学習活動の場が整備されていく時期が、戦後の公民館運営にとっても第一段階目の時期といえる。

だが、この戦後の「社会教育」も社会環境の変化を受けて、そのあり方を変化させる必要が出てくる。その契機となったのが1971年の社会教育審議会の答申である。同答申では、高度経済成長を遂げた後の豊かな社会において噴出した新しい社会問題(人間疎外、公害、世代間断絶等)に対処するために、人々の個性や能力が生涯にわたって育まれなくてはならないことが強調され、家庭教育、学校教育、社会教育の三つを統合するものとしての「生涯教育」が提案されたのだった。公民館もそうした新しい社会問題について学び、考える人材を育むための場として機能したのであり、これが公民館運営の第二段階目の時期にも該当する。

さらに時代が下り1970年代後半以降になると、高齢者を含めた社会人における教養や技能に対する関心が強まっていく。すなわち、従来の「生涯教育」という語で意図されていた、社会問題への対処という枠には収まらない内容についての市民の学習ニーズが高まっていったのである。こうした中、1981年に中央教育審議会はその答申において「生涯学習」という表現を初めて用い、従来の「生涯教育」概念が指し示していたものにとどまらない、より包括的な学習体系の構築をめざした。さらに1984年から87年にかけて提出された、臨時教育審議会の4次にわたる答申においては、「生涯学習社会の実現」が、「個性重視の原則」、「国際化、情報化などの変化への対応」と並ぶ教育改革の三つの基本理念の一つとして提言された。現在の公民館運営もこうした「生涯学習」の枠組みを支えるものとして行われているのであり、私たちが理解しているところの公民館のあり方とは、第三期のものに該当するといえる。

この「生涯学習」概念には、スポーツ活動や文化活動、趣味、レクリエーション活動なども含まれる。そのため、「社会教育」の時代以来、市民の自主的な学びの場であり続けてきた公民館も、その内実が変化していった。現在の公民館利用の盛況ぶりの背景には、こうした事情もある。

繰り返しになるが、生涯学習活動が活発化すること自体は望ましいことだと考えられる。しかし、その内実が多様化し一定段階にまで成熟した今、「生涯学習活動」の中身を分類し、これまで生涯学習活動を担ってきた諸機関（公民館を含む）のあいだに分業体制を敷くことが必要なのかもしれない。これはつまり、公民館活動の原点に立ち返り、生涯学習活動の中でもとりわけ「公民館」という受け皿こそが引き受けるべき活動とは何か、という問いについて考えるということである。この意味で公民館の運営は、現在、新たな四つ目の段階に差し掛かっていると見えるのではないだろうか。

この問題の具体的な検討は困難なことだが、今後、前述のような理解を踏まえたうえで、狭義の社会教育系の活動、文化的・レクリエーション的活動、公民館外で事業が成立しうる活動、といった具合に生涯学習活動の内実を類別していく作業が必要なのかもしれない。また、それに付随して使用料減免の規定を見直す必要もあるのではないか。これは、公民館が固有に担うべき公共性とは何か、という問題を考えるためには不可避の課題だと思われる。

### 3. 合併に伴う課題

今後の高崎市の公民館運営に関しては、市町村合併に伴って出現した新たな課題について検討することも必要である。

とりわけ重要なのは、旧高崎市と旧町村とにおける公民館と文化協会（または文化協議会）との関係の相違であろう。旧町村では「文化課」が存在せず、文化協会の所管は教育委員会であった。そして、旧町村の文化協会に加盟している団体の大半は、まさに前述の「生涯学習」という概念に包摂されるような同好会的傾向の強いもの、つまり同好の士の交流を第一目的とするものであった。また、文化団体の日常的な活動場所は主に公民館であったため、この関係は合理的なものだったといえる。

これに対し、旧高崎市では文化協会の所管は市長公室文化課であり、同協会に加盟する諸団体の活動は、生涯学習活動とは異なる芸術文化や伝統芸能活動とみなされてきた。実際、旧高崎市の文化協会に加盟している諸団体には、教授資格やそれに値する技能を有する人物を代表者とする団体が少なくなく、そこでは技芸の継承と発展を第一目的とした活動が行われているといつてよい。

つまり、旧町村と旧高崎市とでは、実は「文化協会」の内実は相当に異なっていたのである。ところが、このたびの合併においては旧町村の文化協会は、その組織的關係を旧高崎市のものにあわせることとなった。その結果、旧町村の文化協会加盟団体は、いわばアイデンティティの揺らぎを経験することとなっている。都市部と山間部とでは、生活の基盤や人口規模、コミュニティのあり方などが大きく異なる。新高崎市においてはこの相違をよく鑑みて、各支所

の状況に合わせた制度運用や施設運営を心がけることが必要だろう。制度の変更により、公民館と文化協会各支部との結びつきが弱まるという事態は、避けるべきである。

また、この点については、中長期的には前述の公民館運営の新段階に関する議論を踏まえた上で、「文化協会」という概念やその制度的位置づけについて再考する必要があるかもしれない。たとえば、新高崎市の文化協会全体を、(各支所の独立性の確保という課題とは別に)同好会部門・芸術文化部門・伝統芸能部門等に分類することも考えられるのではないか。また、文化課と社会教育課との連携や、旧高崎市と各支所との間、あるいは各支所間での交流・連携事業の促進等も検討していく必要があるだろう。前者は、縦割り行政的状况を克服するという意味で困難ではあるが重要な検討課題だと思われる。後者については、旧群馬郡で実施されていた文化協会の交流事業に新町支部も加わる形で、さらなる活性化を図ることも考えられるだろう。

## 詳論 2 : 地域の教育力と公民館について ～ 学校との連携を中心として～

### 1. 子どもの育成に視点をあてて

「地域の子どもは地域で育てる」という言葉は長く使われてきた言葉であるが、時代背景に変化はあっても、この言葉の持つ重要性は益々高まってきているとすることができる。

平成8年7月の中央教育審議会「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」の第一次答申では、『[生きる力]は、単に学校だけで育成されるものでなく、学校・家庭・地域社会におけるバランスのとれた教育を通してはぐくまれる。特に、家庭や地域社会における豊富な生活体験、社会体験や自然体験は重要である。そうした点を踏まえて、今日の子供たちの生活の在り方を省みると、子供たちは全体として[ゆとり]のない生活を送っており、様々な体験活動の機会も不足し、主体的に活動したり、自分を見つめ、思索するといった時間も少なくなっているというのが現状である。こうした現状を改善する意味で、家庭や地域社会での生活時間の比重を増やし、子供たちが主体的に使える自分の時間を増やし[ゆとり]を確保することは、今日、子供たちにとって極めて重要なことと考える。これらを言い換えれば、子供にとっての学校・家庭・地域社会のバランスを改善してよりよいものとする必要があるということである。』と述べ、10年以上経過した現在においても通じる考え方を示している。

こうした状況を踏まえ、高崎市公民館運営審議会では、学社連携あるいは学社融合の視点を踏まえた答申を数多く行ってきた。特に、学校週五日制の試行段階からこの課題に対する取り組みを強化し、平成4年9月からの第二土曜日の学校休業実施、平成7年4月からの第二・第四土曜日の学校休業実施、平成14年4月からの完全学校週五日制の実施の各段階において、「子どもの居場所づくり事業」や「子ども活動デー」の設定等として全市的（合併以前）に取り組んできた実績がある。

しかし、「地域の子どもは地域で育てる」理念の具体化に当たっては、学校や公民館がその教育機能をなお一層発揮するための努力を継続するに止まらず、地域にある多くの団体の力を活用し、地域全体の教育力を高めていく必要があるのではないだろうか。

地域の将来を担う子どもたちの育成と、そうした子どもたちを育成するよりよい地域環境づくりという視点から公民館が機能していくことが重要であるが、「地域づくり」のために機能すべき公民館の役割はポイントを明確にしておく必要がある。あわせて、今回の平成の大合併により高崎市の公民館は33

館から43館となり、それぞれの公民館がそれぞれ永年培ってきた地域背景を有している状況も十分踏まえる必要がある。

## 2. 地域づくりの拠点として - コーディネート機能 -

現在審議が進められている文部科学省の中央教育審議会生涯学習分科会の「今後の生涯学習の振興について」の審議においても地域の教育力の向上については取り上げられており、地域づくりの重要性は変わらぬ課題であるといえる。その中では『家庭や地域社会における教育力を充実させ、社会全体で子どもを育てていくことが重要である。このため、異年齢の子どもや異世代の地域の人々とのかかわりの中で、様々な体験の機会を提供し、子どもの自主性・創造性・社会性を涵養するとともに、触れる・体験するといった感覚を通して情操を養うなど、地域の大人の力を結集して子どもを育てる環境を整備することが求められる。』とされており、具体的な手だては今後の審議に委ねられるところであるが、「地域の大人の力を結集して子どもを育てる環境を整備することが求められる」方向は変わらないと思われる。そして、実際に地域づくりを進めるのは地域の人たちであるが、結集を進めるコーディネート機能は、公民館が担うべき重要な役割であることを再度確認する必要がある。

現在、多くの公民館で、学校・PTA・区長会・ボランティア団体・文化団体・長寿会・婦人会等々、様々な機関や団体と連携、協力をして事業を実施している事例がある。こうした事業形態をとるのは、参加者集めがスムーズにできたり、予算上の課題がクリアできたり、幅広い内容の事業実施が可能になる等の具体的なメリットがある場合が多いからであるが、ここで着目したいのは、こうした地域の重要な団体と公民館が既に関係があり、太いパイプで結ばれているということである。

つまり、「地域の大人の力を結集」するための第一歩が地域の人たちを知ることであり、そういう視点からすると「子どもを育てる(地域)環境を整備する」ことに際して大きな力を有する各種団体と既に連携する体制の基盤ができていると考えることができ、この基盤の活用こそが公民館に求められているコーディネート機能を発揮するための重要なポイントであると捉える必要があると考えるからである。

例えば、高崎市ではこれまでの約3年間、区長会を中心として子どもたちの安全を守る「地域安全パトロール」を実施してきているが、多くの公民館がこのパトロールの中心施設としてその役割を果たしている。このパトロールには、区長会をはじめPTA・青少年健全育成関係団体・長寿会・婦人会等々、事業連携と同様に地域の様々な団体が関わり、豊かで安全な地域づくりを推進し、子どもたちの安全を守る大きな役割を果たしている。「地域の子どもは地域で

育てる」という理念がそのまま現れた事業であり、なおかつ「地域の大人の力を結集」した事業であるとも言える。そして、こうした事業をスムーズに実施できたのも、これまでの様々な形での連携があればこそと考えることができるのである。

地域づくりや地域の大人の力を結集するためには、その中心となる拠点が必要である。そして、単なる場所としての拠点に止まることなく、コーディネーター機能を備えた拠点としてその役割を果たせるのは公民館を置いて他にないと考えべきである。そのためには、学校や各種団体等と日頃実施している連携事業も、事業実施に際しての具体的なメリットとともに、「地域づくり」の基盤の拡充と「地域の子どもたちは地域で育てる」ために「地域の大人の力を結集」する基盤形成の役割を担っており、そうした基盤を活用して地域力を高めていくことこそが、連携・協力の主たる目的であることを再度認識されよう願いたい。

さらに、平成18年度も下表のとおり、それぞれの地域の特性や背景を踏まえた連携事業の実施を通して「地域づくり」の基盤が整備され続けている状況であるが、連携における具体的なメリットを考慮した上での精査と「地域の大人の力を結集」するに資する視点からの充実が望まれるところである。併せて、特に学校との連携・協力については、公民館と学校の双方が具体的なメリットを得ることができ、尚かつ、よりよく子どもを育てることに結びつくことが重要であり、大きな教育的課題を担っている学校の現状を考慮すると、形式的な連携・協力は、場合によっては双方の負担が大きく、また、学校を含めた地域全体の教育力の向上には結びつかない点に留意する必要がある。

区 分	公民館数	事業数
学校との連携事業	12館	19事業
P T A等との連携事業	4館	4事業
学童クラブとの連携事業	3館	5事業
ボランティア団体等との連携事業	6館	11事業
文化協会加盟団体との連携事業	3館	6事業
区長会との連携事業	3館	6事業
長寿会との連携事業	8館	8事業
婦人会との連携事業	8館	10事業
N P O法人との連携事業	14館	21事業
子育てサークル団体との連携事業	1館	1事業
その他の団体との連携事業	20館	47事業

## 詳論3：子どもとの関わりについて

### 1. 新高崎市の学校数・学童クラブ数

新高崎市が平成18年10月1日に誕生し、それまでの49校体制（小32・中16・養護1）から、75校体制（小52・中22・養護1）へと拡大した。

現状の学校数に対して、放課後や土曜日における子どもたちの活動と関わりの深い学童クラブは、51箇所（高崎地区33・倉渕地区1・箕郷地区3・群馬地区5・新町地区2・榛名地区7）の登録がある。その他に、児童館は4館あり、公民館を軸とした学童クラブ等との連携事業も開催されている。

### 2. 現状の把握（平成18年度事業実績より）

『たかさき子ども活動デー』が定着をしてきている中で、土曜日の公民館の活用に関しては、「心豊かな活力ある人づくり・地域づくり」をテーマとした活動に成果が見えている。

現状を把握し、活動上の効果や問題点、活動していく中での連携・関わりについて実情を考えていきたい。

#### （1）地域の高齢者が指導者（講師）として小学生に教えた事業

各公民館で特色ある活動が継続的に行われている。その例として、子ども活動デー「卓球・将棋」「少年少女囲碁教室」等のように高齢者と一緒に取り組む事業や、「しめ縄作り」や「おきりこみづくり」等のように地域の伝統的な行事を伝承する事業が開催されている。

また、地域子ども教室の事業の一環で「わりばし教室」・「子ども書道教室」等を開催している公民館もある。

#### （2）小学生と高齢者がともに参加者として一緒に活動した事業

特色のある講座として、新高尾公民館の「親と子の稲づくり教室（献上日高米づくり）」がある。この事業は、今年度、文部科学省より優良公民館表彰を受けた。表彰理由は、地域の特性を生かした事業を継続・発展させることにより、住民の郷土愛育成、世代間交流による地域づくりに大きく貢献したことによる。地域の住民と小学校5年生が一緒になって、総合的な学習の時間に、天皇家献上米であった「日高米」づくりに取り組んだ。

その他には、「いっしょに料理体験」や食を通じた交流を実施している公民館もある。また、「ワクワクミニコンサート」等の世代間交流を図っている公

民館もあり、その活動は多岐にわたっている。

(3) 中学生や高校生が関わった事業

「ピア・サポーター養成講座」や各種教室（茶道・華道等）が開催された。さらに、公民館作品展への出品や道祖神の里めぐりに解説ボランティアとして関わる等、積極的な活動も見られた。

(4) 各種団体と交流を図った事業

学童クラブと連携を図り、「少年少女体験教室」や「英語で歌おう」や、「こども工作教室」「お絵かき教室」「お菓子作り教室」等々、各種教室を開催している。

小学校の空き教室を活用した事業・立地条件を生かした事業・夏休みを利用した事業等々、手法や時間帯にも工夫が見られた。

また、PTA等との連携では、市民講座を企画・運営した他、おやじの会とPTAと地域住民が一体となって開催した「親子餅つき体験教室」、母親クラブと共催した「夏祭り」等がある。さらに、家庭教育・子ども体験活動をテーマとして市P連と公民館との懇談会も開催した。

### 3. 成果と課題

事業展開が「うまくいった」と感じる公民館の意見として、地域や関係団体との連携がうまくいったという点があげられる。事業が継続的に行われていることで、地域や関係団体との相互理解が深まり、人的・物的な協力が得られやすくなったものと思われる。

親子参加型の行事は、共同作業でのふれあいとものづくりを通して、達成感を味わう事ができたと思われる。また、ターゲットを絞った事業展開は、参加のしやすさや参加意欲の向上に繋がるようだ。

逆に「うまくいかなかった」あるいは「手応えがなかった」と感じる公民館の意見として、対象者に講座内容がよく理解されなかったという点があげられる。また、講座の開催時期が他の子ども関係の行事と重なったり、講座を告知しても何の反応もなかったということもあったようである。

### 4. 今後の展開

子どもとの関わりを考えるポイントの一つに、「ひと」との交流がある。地域の大人たちとの交流は、「ひと」との生きた交流である。中間世代であるPTA・育成会等の大人たちは、子どもと地域の「ひと」を結ぶパイプであり、世代間交流の核となるべきである。

公民館には、「ひと」と「こころ」がふれあう、地域・学校・家庭のプラットフォームとしての役割が期待されている。そのために、公民館はその交流の「場」として、存在感をしっかりと発揮していかなければならない。

地域で育っていく子どもたちが公民館の存在を意識することができ、中学・高校と成長していく中でも関わりを持ち続けられるような、拠点性や情報発信基地的な役割を公民館が担い続けることが大切である。

「地域の子どもは地域で育てる」ためには、次の世代を育てるという視点で大人が子どもと関わり、その本質を理解して行動し、物理的・心理的に「安心・安全な地域づくり」を目指すべきである。

## 詳論 4 : 家庭教育関係の事業内容について

社会教育法が改正され、公民館の設置運営に関する基準には「地域の実情を踏まえ、家庭教育支援や少子高齢化への対応などの今日的課題について、公民館の機能を十分発揮するとともに、学校・家庭・地域社会や団体・NPO等と必要に応じて連携・共同して事業を行う」と述べられている。

高崎市においては、平成 16 年度から新しい 4 つの柱「ライフアップ推進事業・キャリアデザイン支援事業・地域づくり支援ボランティア養成事業・図書ボランティア活動支援事業」が展開されている。それに従い中央公民館および地区公民館の平成 17 年度家庭教育関係の事業内容をみると次のようになる。

### 1. ライフアップ推進事業

#### (1) 「子育て支援家庭教育充実事業」から

中央公民館においては、「思春期のわが子へ」「子育ては楽しく二人で」「パワーアップ！家庭力講座」の 3 講座が開講された。乳幼児・児童・生徒の親を対象としている。「子育ては楽しく二人で」は副題として「～お父さん、出番です！～」がつけられ、家庭教育における父親の協力・参加を意識したものといえる。子育ては母親だけのものではなく、両親が自覚と自信をもって関わるものである。内容も大学の専門家によるワークショップや講義、市民ボランティアによる読み聞かせやおもちゃ遊びの実技指導などであった。毎回 30 人ほどの受講生の中、父親の参加も多かった。親を対象とする講座では託児ボランティアが必要となり、この講座でもボランティアの協力があつた。今後も託児ボランティアへの予算措置を継続してほしい。

地区公民館（旧高崎市）では、32 館のうち 31 館が幼児と親を対象とした親子の触れ合い講座を持った。内容は「親子でリトミック教室」のように、「お買い物ごっこ」「劇遊び」などを通して幼児が幼稚園や保育園に入園するまでに親子関係をしっかり作る場を提供するものである。同年代の子どもや親同士の交流があり、仲間作りの場ともなっている。また、「わらべうたであそぼう」では子どもの対象年齢を 0 歳から 2 歳児とし、日本文化であるわらべうたに乳幼児から触れる事業となっている。消えつつある日本の伝承文化である「わらべうた」には子どもの発達に欠かせない祖先の知恵や工夫があり、子育て中の母親にとっては良い支援となる。「リトミック」に比べ「わらべうた」の開講は少ないので、これから他の公民館への情報提供が必要となろう。また地域に伝承されているわらべうたを高齢者から指導いただければ、核家族化の傾向の

中で異世代が交流することになり、家庭教育の重要な体験となるので今後検討してほしい。

以上より、親を対象とした中央公民館の課題と親子を対象とした地区公民館の役割分担がはっきりしてきた。これからは、中央公民館と地区公民館の情報を子育て中の家族に提供し、より効果的な利用への啓発が必要である。講座で出会った親子たちが自主的な子育てサークルへと自立するための援助と場(教室、会場などの安全な環境)の提供も必要となるであろう。また、地域における児童館など他施設の実情把握と相互連携を願いたい。

## (2) 「社会課題を考える事業」から

高齢者を対象とした「心豊かな生活を過ごすための講座」や、女性を対象とした「センスアップ女性のための教養講座」等が開講されている。このように親子だけでなく、高齢者や女性を対象とした多くの講座の中にも「家庭教育」の意図が意識的に盛り込まれている。

## 2. キャリアデザイン支援事業

「子どもや親対象に課題体験教室」の中に、学校週五日制に対応して、土曜日は子どもに公民館を開放する「子ども活動デー」の事業がある。内容は「囲碁に挑戦」「親子卓球に挑戦」「卓球・将棋」等である。地域の人たちで始めたが、囲碁以外子どもがだんだん来なくなっている傾向がある。公民館は、学校や児童館とは違う大人とともに活用する施設で、子どもにとっては社会人となる通過点としての学びの場であることを親たちに知ってもらい、土曜日の利用を理解してもらう必要がある。また、人数が少なくても現代っ子に欠けている体験学習の機会を提供し、社会教育にも繋がる可能性のある講座内容や活動を長期的視野で見していきたい。

「地域の特色を生かした伝統継承教室」には多数の親子が参加している。「しめ縄作り教室」や「献上米行進・振り付け教室」等がある。「献上米行進・振り付け教室」は4年目を終え地域に根付きつつある事業となっている。また、素足になって土と触れ実際に籾種から育て上げる、親子の米作りの体験学習の持つ意義は大きく、家庭教育の中で今日的な課題になっている食育としても大切な部分である。

## 3. 地域づくり支援・ボランティア養成事業

「みんなで八木節を習ってみよう」「獅子舞の舞や笛を習ってみよう」「大八木町獅子舞体験教室」「東部まつりお囃子練習教室」等の伝統芸能継承は、地域の住民でもある子どもたちの学びの場であるとともに、多くの大人から声を

かけてもらう場であり、子どもたちにとって成長に欠かせない体験となる。

「昔の遊び体験教室」には 120 名の子どもたちが参加した。ゲーム世代の子どもたちに、昔の遊びである「お手玉・あやとり・こままわし・いしけり・おはじき・けん玉・竹馬」を地域の高齢者に指導していただく中で、異世代交流、地域の連帯意識の高揚が図られた。また、小学校の体育館使用等、他施設との連携がなされた。こうした伝承遊びは、かつては子ども集団のなかで、年長者から年少者へと伝えられたものである。参加対象が小学 1～3 年生であることから、継続することにより、子ども同士の遊びの継承や発展の可能性も期待できる。こういうところから真の子ども力は育っていく。しかし、伝承遊びの多くは大地の遊びであるから、環境の整備・提供の検討も必要となってくる。小学校や他の施設との連携、PTA や育成会・老人会との連絡を公民館が取る必要がある。加えて、高齢者と子どもの交流では、お互いに事前学習が必要になってくることも考えられる。

#### 4. 図書ボランティア活動支援事業

各地区公民館に図書室があり、地域の図書ボランティアが図書の貸し出しや読み聞かせを行っている。児童や一般の利用者も多く、図書ボランティアの活躍は高崎市の特色となっている。子どもにとって絵本を身近に楽しむことは、文学や美術に接する経験の始まりであり、親子の触れ合いの機会であることは言うまでもない。親にとっても、絵本を介しての子ども理解は子育てに有効である。親子が自由に読み集える図書室の提供と、読み聞かせボランティアの実践の場としての「おはなしのスペース」の一層の整備が必要である。

#### 5. 地域子ども教室推進事業

平成 17 年度、旧高崎市 32 地区公民館で実施された。

「六郷小学校区子ども教室」は、従来からある図書の貸し出しや読み聞かせを発展させ、紙芝居・エプロンシアター・お話を演じる事業をしている。高崎市の特色である図書ボランティアによる読み聞かせ活動を基盤に、児童が自分達で取り組むもので、12 月のクリスマス会には百数十名が参加するイベントとなった。これは、今まで行ってきた事業が生かされ発展した良い例である。

また、この地区は、公民館が小学校の隣という立地が授業終了とともに子どもたちを公民館に向かわせる好要因となっている。他の地区においても、立地状態を確認し配慮する必要がある。

#### 6. 倉淵・箕郷・群馬・新町公民館の事業

平成 18 年 1 月 23 日に合併した 4 地区における公民館では、主に次のような

事業がなされている。

倉渕公民館の「道祖神の里めぐり」は中学 1・2 年生の解説ボランティアが公民館で作成したマニュアルを基に参加者に解説している。公民館の利用者が高齢者と幼児に二極化する中、注目したい事業である。また、幼稚園と保育園が一体となった特区申請の「こども園」がある。これから幼保一元化が進められる中、倉渕の「こども園」の存在は貴重である。

箕郷公民館では「家庭教育学級」を就学前の親を対象として、きめ細かな 5 回講座を開催している。

群馬公民館では「子育てクラブ」の事業があるが、合併とともに開設した地区公民館は、それまでは児童館的要素が強く、子育て支援の場として利用されてきた。また、社会福祉センターに子育て支援センターがあり平成 16 年 5 月から活動している。

新町公民館においては少年期向け事業があり、友達・家族・地域との交流のなかで社会性を身につけ自ら学ぶ意欲を育てている。講座数は 11 回である。また、公民館の隣の福祉センターとの連携で、夏休みに老人会と育成会の連携事業が計画された。公民館活動から発展した歌劇団の存在もある。

このように個性的な事業と実績を持つ新たに加わった公民館との連携により、家庭教育の事業内容は地域の伝統と特色を生かして、一層温かな講座となることを願う。

## 7. まとめと提言

以上、家庭教育という視点から子どもを対象とした各事業をみてきたが、子どもの成長を見守りながら地域の特色を生かした多くの講座が提供されていた。その一方で、実際子どもは大変忙しい現状にある。現代の子どもの置かれている状況を多方面から掘り下げて、「真に子どもに必要な事業はどれか」を、もう一度見直したい。

また、家庭教育の事業の中で親子遊びの講座には参加者が多いが、親の学習講座はいまひとつ効果が上がらないという課題がある。家庭教育に必要な事柄を知的に学習する機会を有効に作ることは、地域における知的リーダーを育成することに繋がる。こうした講座は、ぜひとも中央公民館が地区公民館との連携の中で親の要求課題は何かを考慮して企画して欲しい。

家庭教育は子ども、あるいは親子が中心になりがちだが、夫婦・介護・ニート等の問題も含めて事業が見直されてきている。平成 18 年度には中央公民館において二つの注目すべき講座が開催された。一つは「家庭看護法講習会」の 5 回講座である。日本赤十字社や栄養士による講習に合わせて、支援員検定への機会の提供ともなった。もう一つは「若者の自立を支える家族のための講座

～ニートからの脱出～」の4回講座である。NPO法人キャリア倶楽部との連携があった。ニートの保護者を対象とした公民館事業の講座は、全国的にもほとんど例がなく、家族の背負っている悩みの重さを考慮すれば講座の継続はぜひともお願いしたい。

これからは、子どもや家庭が抱えている現実を深く見ながら、公民館・家庭・学校・地域社会や団体・NPO等との意見交換と連携の中で、「子どもの幸せ・家庭の在り方」を辛抱強く、しかも具体的に考えていく必要がある。

## 詳論 5：利用者側からの公民館の使い方と調整方法等について

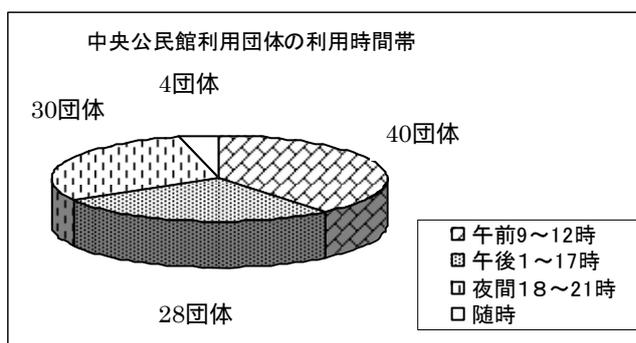
公民館の利用者は、様々な学習やボランティア活動、子育て活動等の場として中央公民館や地区公民館を活用している。

### 1. 中央公民館利用状況

中央公民館は主催事業144回、他団体の事業が5,216回と延べ124,478人が利用しており、約39%に当たる高い率で市民が公民館を活用している。(平成17年4月から18年3月までの高崎市の人口321,499人として)

利用団体による使用は、102団体が60種の活動内容で活用しており、その活動の97%がライフアップとキャリアデザインを目的とした活動である。

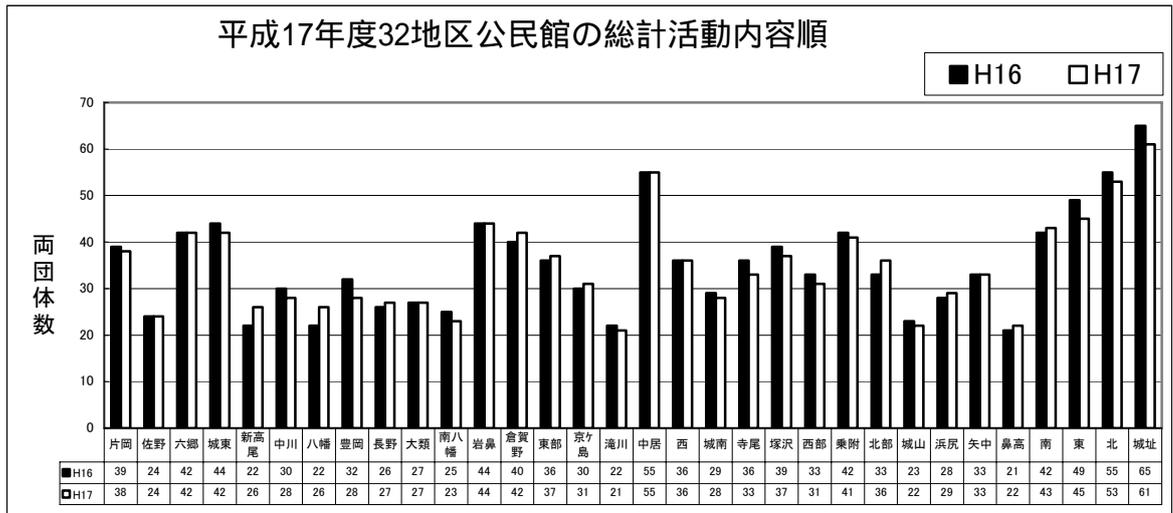
利用団体の活動時間帯は、午前9時～12時が40団体、午後1時～5時が28団体、午後6時～9時の夜間が30団体、随時が4団体という時間帯に分かれており、利用調整がうまくなされている。



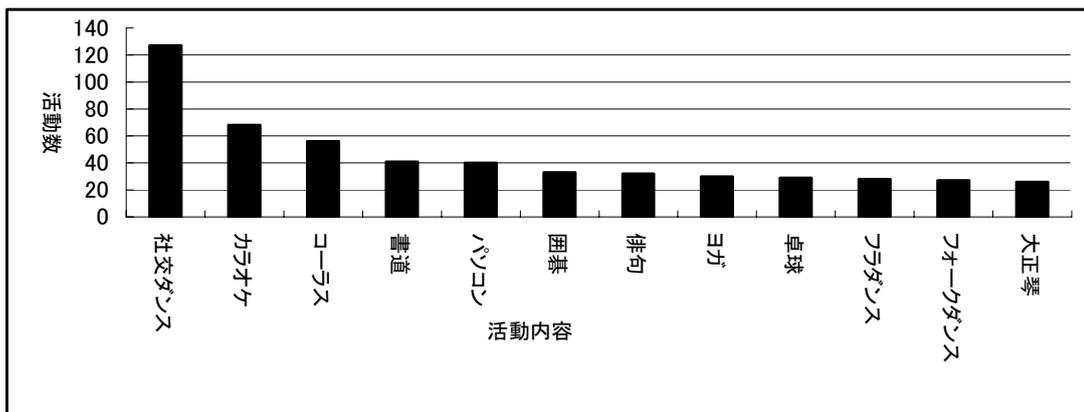
今後の課題として、部屋の空きがないために利用申込みを断った回数やどのような苦情・要望があったかを、今後の活用に役立てるためにデータとして記録する必要があるのではないかとと思われる。

### 2. 地区公民館利用状況

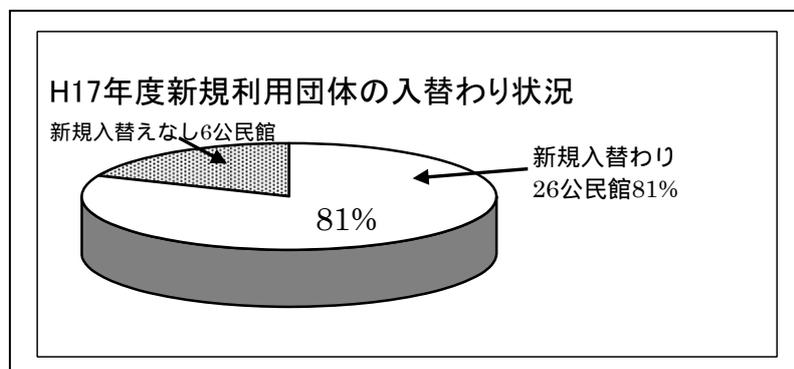
旧高崎市32地区公民館の利用状況を見ると、1,110団体が201種類の異なった活動内容で利用している。活動内容は生涯学習がほとんどであるが、中には体のことを考えての健康体操等や、子育て・育児・託児、読み聞かせなどのボランティア活動をしている利用団体もみられる。また、平成16年度と比較して利用団体が減った館は16館、増えた館は10館、全体利用団体数でみると14団体が減ったことになる。

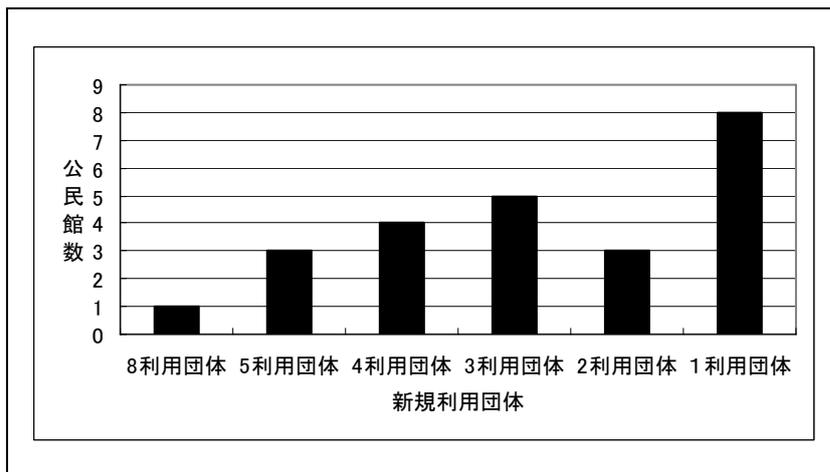


地区公民館で利用団体の多い活動内容は、社交ダンスが全体の11.4%(127団体)、カラオケ6.1%(68)、コーラス5.0%(56)、書道3.7%(41)、とパソコン学習が3.6%(40)で、女性と男性が一緒に出来る活動の利用団体が多い傾向が見られる。



旧高崎市32地区公民館の利用状況をみると、26公民館(81%)で新規団体が新しく入れ替わって利用してきており、新規に入れ替わった団体数は1～8団体と差があるが、多くの公民館で利用状況の改善が見られる。





平成17年度をみると、特定の団体や講師による何年も続いて固定的に利用している団体は少なくなっていると思われる。しかしながら、新規団体の申込みに対して公民館の利用はまだ難しいのが現状で、各利用希望団体は「高崎市公民館規則第8条2項」に従った手続きを取る必要がある。もし利用者がかち合った場合は、両者間で十分に話し合いを持って館の利用を決めることが大切である。地区公民館は、利用団体に対して「高崎市公民館規則第8条2項」の説明を徹底すべきである。

また、各利用団体は1回当りの利用時間は2～3時間の活動をしているのがほとんどである。その中で7公民館では1回の利用時間が5～6時間（午前10時～午後4時）と長い時間を利用している団体が見受けられ、活動内容により長時間を必要とする活動であると思われる。1回の利用時間を2～3時間にすることができれば、新規団体の利用が増えるのではないだろうか。

平成17年度は前年度と比較して利用団体が減ってきているが、これは利用する団体が高齢化し、団体活動が維持できなくなったのではないかと推測される。

(注) これらのデータは、高崎市公民館編集委員会編の『高崎市の公民館 平成17年度事業報告』に基づいた、中央公民館と旧高崎市の32地区公民館の利用者についてのデータである。なお、倉淵・箕郷・群馬・新町地区の公民館については含まれていない。

# 詳論 6 : 生涯学習推進員・公民館運営推進委員会のあり方について

## 1. 生涯学習推進員のあり方

生涯学習推進員は、「高崎市生涯学習推進員要綱」(平成4年7月10日施行)に基づいて、生涯学習を地域の中に広く浸透させるために、住民に身近なところで学習活動を奨励・支援し、生涯学習に活気をあたえる活動を行っている。

主な活動内容としては、生涯学習の奨励者 学習相談者 学習グループなどに対する支援 まちづくりのリーダー 講師や指導者 公民館事業への助言 生涯スポーツへの支援 文化活動への支援 学社連携・融合の架け橋 推進本部への意見具申がある。(「平成18・19年度生涯学習推進員の活動の手引き」より)

### (1) 活動状況と特徴

平成15・16・17年度に於ける生涯学習推進員事業実施数と参加者数は次の通りである。(資料提供：社会教育課生涯学習担当)

	実施事業数	参加者数(人)
平成15年度	98	17,870
平成16年度	136	19,406
平成17年度	154	24,291

このことから、近年活動の幅が広がり、生涯学習推進員が中核となって企画運営した事業数が増えてきていることが分かる。

各校区・ブロックにおける取り組みは、「高崎市生涯学習推進員活動状況」として毎年報告があり、事業名や事業内容等を知ることができる。その中で、ブロックにおける活動や事業内容等について、いくつか紹介したい。

第2ブロック(佐野・塚沢・東部・中居・矢中)では、年間を通じて、5校区が順番に2ヶ月に1回の割合で事業を行っている。事業内容は様々であるが、主催の地区では、事業関係者を呼び込むかたちで行っている。また、毎回事業開始の時に、「高崎市歌」を斉唱している。

第6ブロック(倉賀野・岩鼻・大類・滝川・京ヶ島)では、5校区のうち1校区が、毎年輪番で事業を行っている。年間を通して準備を進め、例年11月下旬に実施しており、毎年100人以上の地域住民の参加がある。平成18年度は京ヶ島校区が担当で、「島野町に残る石像」について、講演と現地で石像見学を行っている。また、各地区公民館長・次長参加のもと、年数回ブロック生涯学習

推進員全体会議を行い、情報交換等により情報の共有化と生涯学習員相互の資質向上を図っている。

次に、文化活動への支援として顕著な事業では、倉賀野校区の「倉賀野城16騎武者行列」と城南校区の「鎌倉街道武者行列」が挙げられる。いずれも、大人や子どもが多数参加し、地域の歴史的文化の伝承に大きな役割を果たしている。

さらに、学社連携・融合の架け橋としての活動では、城南校区の「昔遊び」（小学校1年生対象）中川校区の「注連縄作り」（小学生対象）に注目したい。いずれも、推進員が地区の小学校に出向いて、子ども達とともに活動している。

このように、本市生涯学習推進員が地域の一員として地域の人々と協力し合いながら、地道な活動を通して、生涯学習を地域の中に広く浸透させる原動力になっている。この現状を高く評価するとともに、今後においても、地域住民の目線に立って、生涯学習に活気をあたえる活動を継続・推進していただきたい。

## （2）現状と課題

新ブロック体制での取り組みについて

市町村合併により、新高崎市の公民館体制は、従来の6ブロック制から7ブロック制になった。

一方、生涯学習推進員ブロック体制は、10ブロックになっている。近隣校区をグループ化した体制になるものと考えるが、生涯学習推進員の役割に鑑みれば、地区公民館との直接的な交流・連携という視点からは、公民館ブロック体制に準じさせることが必要と思われる。（P33参考3を参照）

次に、ブロック内における校区間の交流・連携をより充実させることが活性化に繋がる重要なポイントになるだろう。前述のように、第6ブロックでは年数回全体会議を行い、その場の協議に終わることなく事業展開に結び付けて、成果を挙げている。

各ブロックによって、人的・物的・環境等、諸条件は異なるところであるが、例えば、形にとらわれない「連絡協議会」的な組織を立ち上げて活動していくことも、一つの方策として考えられる。その際、会の企画や運営を公民館職員に任せるのではなく、推進員が主体的に行うよう留意することが必要である。

なお、各校区・ブロックごとに年数回会議（情報交換等）を行って欲しい、という要望は行政サイドからもあがっているところである。

生涯学習推進員の選出について

本市では、各小学校区ごとに地区公民館長推薦のもと、生涯学習推進本部長から委嘱された3人の生涯学習推進員が活動している。

委嘱を受けた生涯学習推進員は、一人一人が自助努力をし、地区公民館や地域諸団体の理解・協力により熱心に取り組んでいるが、活動の内容や実施方法等が明確でなく、成果が十分に現れていない状況もまま見受けられる。

また、地域住民にとっても、推進員制度の内容や何処の誰が推進員であるか等、余り知らないという事実もある。

各地区公民館では、年度当初、「公民館だより」で校区の生涯学習推進員を紹介し、回覧する手立てを講じているが、地域住民の中にどの程度認知されているか、判断が難しいところである。

地域住民に、生涯学習推進員の役割や活動内容を啓発し、住民の理解を深め、関心を高めて、生涯学習推進員を地域から「公募」することにより、幅広い分野の人材を発掘し、確保することが可能になると考える。

#### 身近な存在の生涯学習推進員に

生涯学習推進員にとって、周囲にどのような生活課題があるかを探り、それを学習することにより、自ら学ぶことの大切さと楽しさを知ることは、日常の活動にとって大事な要素である。自らモチベーションを高めながら、可能な限り地域住民の中に入り、その想いを聴いて活動に活かすことが、よりよい生涯学習推進に繋がるものと考え。そのためには、年度当初、地区公民館で実施する事業に参加して、地域諸団体や利用サークル等での認知度を高めていくことや、住民と常に親しみ、自ら積極的に話しかけ、住民と気軽に話したり相談できるような雰囲気をつくるのが大切である。

日頃から地区公民館に足を運び、館長や職員と日常的に話を重ねながら、事業の支援を積極的に行うことが、コミュニケーションの形成と、身近な生涯学習推進員としての存在感をますます高める力になると言えるであろう。

本市生涯学習推進員の活動は、たいへん充実し、素晴らしいと認識しているが、地域住民との触れ合いや地区公民館との交流・連携は活動の原点であり、今回の答申にあっても、敢えて付記をさせていただいた。

## 2. 公民館運営推進委員会のあり方

### (1) 公民館運営推進委員会の設置と機能

公民館運営推進委員会は、「高崎市公民館規則」(昭和59年3月29日教委規則第9号)第13条 公民館運営推進委員会 の規定に基づいて、地区公民館に設置されている。

そして、地区公民館も規則に則り、「要綱」を策定して公民館事業の推進並びに運営の円滑化を図るために委員会を開催している。

### (2) 公民館運営推進委員会の活性化

公民館運営推進委員会の活性化については、以前の答申においてもその重要

性を強調している。

「平成9・10年度」答申では主文の中で、公民館運営推進委員会活性化の具体的な方法として特に重要な3点を挙げ、各論で具体的改善策を提起している。

- 1) 公民館活動、生涯学習推進等に関する情報交換・研修の充実
- 2) 広報づくりや地域おこし等、公民館と地域の状況に応じた専門部会活動の導入
- 3) 主要な委員である生涯学習推進員や各層の地域関係者とのいっそうの連携

また、「平成15・16年度」の答申でも、諮問(6)職員・公民館運営推進委員会についての項で、3点を提言している。

- ・ 小委員会制や専門委員会制などを積極的に活用することで講座・事業を支援できる体制を確立すること。
- ・ 公民館運営推進委員に対する研修・情報提供の充実を図ること。
- ・ 公民館運営推進委員に「公募」委員を加えることを検討すること。

公民館運営推進委員会は、「高崎市 公民館運営推進委員会要綱準則」(平成4年4月1日・施行)を基に、各地区公民館が策定した要項に沿って開催実施されている。従って、運営がその範疇での活動にとどまってしまう状況も理解できるが、公民館の機能をより一層向上させ、学習成果を地域に還元する役割の重要性に鑑みると、今回の答申に於いても、次の3点について再度提言したいと考える。

「部会制」を積極的に活用することで、講座・事業を支援できる体制を確立すること。

高度情報化社会としての現状を踏まえて、地域住民にとって価値ある情報を集約し、発信する「広報活動部会」の設置を検討されたい。

公民館運営推進委員に対する研修、情報提供の充実を図ること。

市教育委員会・社会教育課や中央公民館等から発信している情報を、できるだけ多く提供して欲しい。(個人では、手に入りにくいので。)

公民館運営推進委員に、「公募」による委員を加えることを検討すること。

生涯学習推進員選出の項でも提起したが、地域住民の中には、地区公民館運営について関心が高い人が多数存在する。そうした関心・意欲のある人材を登用することが、活性化にも繋がる。

『要綱準則』第2条に「委員会は、館長の求めに応じ、公民館における事業の企画実施につき調査審議するとともに、公民館運営に協力するものとする。」とある。地区館長諸氏におかれては、委員会の有効活用を期待したい。

## 詳論 7 : 公民館の望ましい体制づくりについて

### 1. 平成 15・16 年度答申項目の具現化について

公民館の体制・組織に関しては、平成 15・16 年度答申の 6 項目のうち、1. 2. 3. 及び 5. の項目は、ほぼ、その通り実現されている。公民館連絡協議会、教育委員会、公民館運営審議会の意見が一致し、かつ具現化できた例として評価し合いたい。

事業の内容も、中央公民館、旧高崎市内 32 の地区公民館同様の括りで実施されている。

予定以上のピッチで一体化と地域の特色出しが進んでいることは、高く評価される。

参考 1 : 平成 15・16 年度答申のうち

「市町村合併後の公民館の全体像とブロック体制について」1. 2. 3. 及び 5.

1. 「1 小学校区 1 公民館体制」に準ずる形で合併関係町村に存在する公民館（類似施設）を含め、単一の公民館体制とすること。
2. 4 町村の中央公民館（倉淵村公民館、群馬町中央公民館、新町公民館、箕郷町中央研修館）については、地区の中核館として、最低限、現行の職員体制、事業体制、事業規模を維持するとともに、いっそうの充実を図ること。
3. 4 町村の類似施設（群馬町の 4 つの地区公民館、新町の 2 つのコミュニティセンターなど）を地区館と位置づける視点から、最低限、現行の地区館と同様の職員配置を行うこと。
5. 別個の公民館運営審議会が設置されている町村、逆に公民館運営審議会が未設置の町村があるが、単一の公民館体制とする視点から、1 つの公民館運営審議会とし、合併関係町村から最低 1 名ずつの委員を選出すること。

### 2. ブロック体制と「ブロック」の積極的活用について

ブロック体制に関しては、答申 4. とは異なる 7 ブロック体制とされたが、地域特性と一体化の視点から、むしろ、望ましい形と見られる。答申を超えた体制として、公民館連絡協議会及び教育委員会に敬意を表したい。

特に、3・4・6 ブロックの扱いは積極的で、高く評価される。この形を、進んで他の行政分野におけるブロック構造にも提案していったよいのではないが。しかし、付け加えれば、生涯学習推進員ブロック体制を公民館ブロック体制に早急に準じさせることが必要と見られる。

参考 2：平成 15・16 年度答申のうち

「市町村合併後の公民館の全体像とブロック体制について」

4. ブロック体制は現在、独自の 6 ブロック体制となっているが、早急に総合計画や区長会の 5 地区（ブロック）体制との整合性を図ること。

その上で、合併関係町村はそれぞれ新たなブロックとし、地域の個性と市としての一体感をともに高めていくこと。

参考 3：公民館ブロック体制と生涯学習推進員ブロック体制

公民館ブロック体制

1ブロック	2ブロック	3ブロック	4ブロック	5ブロック	6ブロック	7ブロック
南公民館	佐野公民館	中川公民館	豊岡公民館	片岡公民館	倉賀野公民館	群馬公民館
城南公民館	塚沢公民館	浜尻公民館	八幡公民館	乗附公民館	岩鼻公民館	金古公民館
城東公民館	東部公民館	新高尾公民館	鼻高公民館	寺尾公民館	大類公民館	国府公民館
西公民館	中居公民館	北部公民館	西部公民館	城山公民館	滝川公民館	堤ヶ岡公民館
東公民館	矢中公民館	六郷公民館	倉淵公民館	南八幡公民館	京ヶ島公民館	上郊公民館
北公民館		長野公民館	榛名公民館		新町公民館	金古南足門公民館
城址公民館		箕郷公民館				

生涯学習推進員ブロック体制

1ブロック	2ブロック	3ブロック	4ブロック	5ブロック
中央校区	佐野校区	中川校区	豊岡校区	片岡校区
北校区	塚沢校区	浜尻校区	八幡校区	乗附校区
東校区	東部校区	新高尾校区	鼻高校区	寺尾校区
南校区	中居校区	北部校区	西部校区	城山校区
城南校区	矢中校区	六郷校区	長野校区	南八幡校区
城東校区				
西校区				

6ブロック	7ブロック	8ブロック	9ブロック	10ブロック
倉賀野校区	東（倉淵）校区	車郷校区	金古校区	新町第一校区
岩鼻校区	中央（倉淵）校区	箕輪校区	国府校区	新町第二校区
大類校区	川浦校区	東（箕郷）校区	堤ヶ岡校区	
滝川校区			上郊校区	
京ヶ島校区			金古南校区	

そこから進んで、「ブロック」という考え方をもっと積極的に捉えられたい。つまり、1 地区公民館（場合によれば 1 中規模館）では実施が困難な事業、あるいは地区公民館を越えた形での市民の参加が求められる事業において、ブロックという単位を生かした事業展開を一層図り、市民に周知すると共に、公民館同士の助け合い、支えあい、ネットワーク化を強められたい。他機関・施設との連携の前に、中規模館・地区公民館同士の連携、相互扶助を進め、地域住民の学習と自治を支えて欲しい。

### 3. ブロックあたり 1 名ずつの職員増加を

ブロック体制を重視し、強化する観点に立った時、ブロックあたり 1 名ずつの職員増加を強く答申したい。

かねてから、審議会は度々各館への職員の複数配置を答申してきた。しかし、昨今の財政状況から、それが難しいことは認めざるを得ない。だが一方で、中規模館・地区公民館は住民自治の拠点としての役割を期待されている。

以上の点を考慮し、1つのステップとして、住民自治涵養を意識した形でのブロックあたり 1 名ずつの職員増加を、公民館連絡協議会として、教育委員会及び市長あるいは議会に提案されたい。

### 4. 中規模館及び群馬地区の地区公民館長と公民館運営推進委員会の強化について

中規模館や群馬地区の地区公民館に職員の館長が配置されていることは、強力な人員配置と言えるが、平成 20 年度を目途に他の地区館同様、公民館運営推進委員会を強化し、住民によって選ばれた館長と職員との共同運営体制に移られることを望む。

特に、学習成果を地域に還元し、住民自治を進めることが社会教育の本旨であることを鑑みれば、旧高崎市の地区公民館においても公民館運営推進委員会を一層生かした公民館運営が望まれる。平成 15・16 年度答申の 6. を改めて強調したい。その視点に立てば、先に述べた生涯学習推進員ブロック体制と公民館ブロック体制とを一致させることは、早急に必要な制度改革である。

参考 4：平成 15・16 年度答申のうち

「市町村合併後の公民館の全体像とブロック体制について」

6. 合併関係町村の中央公民館（地区の中核館）と類似施設（地区館）には、最低限、現行と同様の公民館運営推進委員会を設置すること。

## 5. 施設整備の視点について

多くの市民が公民館施設を利活用できるためには、ユニバーサルデザインの導入が求められる。しかし、昨今の財政状況を考えると、全43館を一挙に理想的な状況に整備することが難しいことも事実である。

その点で、化粧室への洋式トイレの導入と玄関周りのスロープ化に絞って計画的に整備を進め、女子化粧室に関しては全館に洋式トイレが設置されたことは高く評価される。しかし、その進捗状況が市民に十分に知られているとは言えない。実績と今後の計画を公民館だより等で広く市民に知らせると共に、計画通りに整備が進められるよう、教育委員会及び財政部局に強く働きかけられることを望む。

### 参考5：公民館施設の「バリアフリー工事」事業の進捗状況（中央公民館提供）

ここ数年来、公民館が推進する重点事業に「バリアフリー工事」がある。

バリアフリー関係工事は大きく2つあり、一つは「トイレの洋式化」であり、もう一つは「玄関先からフロアーに上がる部分の格差をなくすスロープ化」である。

#### 1 平成17年度までの工事の進捗状況

(1) 平成13年度より「女子トイレの洋式化」の設置工事を順次実施。

平成17年度内に4公民館で工事を実施し、旧高崎市の全公民館33館分の設置が完了。平成18年度は、女子トイレに引き続いて「男子トイレの洋式化」を推進。現在3つの公民館で設置工事を進めている。

また、合併に伴って新設された群馬地区の4つの公民館で「洋式トイレ」が未設置なので、今後の工事計画に組み入れて設置工事を進める。

(2) 「玄関口のスロープ化」は、平成13年度までに7館、平成14年度に2つの公民館で工事を実施し、計9館がバリアフリー化となった。

その後、利用者から「トイレの洋式化」への要望が大変強く出されたので、平成15年度からは「女子トイレの洋式化」を最優先した工事を推進。

従って、このスロープ化に関する工事は当面見合わせている。

#### 2 バリアフリー関連の「補修整備工事」

(1) 平成17年度内に「門扉の改良工事」を3館で、「玄関・廊下・階段等のカーペット張替え工事」を4館で、「館内塗装工事」を2館で実施。

今後も“福祉”や“バリアフリー”に目を向けた工事内容を検討し、公民館の一層の整備に努める。

(2) 次の場合は、当初予定よりも優先して工事を実施。

- ・老朽化や災害で破損が激しく、危険度・緊急性の高いもの
- ・利用者や地域住民、職員の要望の高いもの

平成17年度 高崎市公民館運営審議会委員名簿

学校教育の関係者

氏名	推薦団体等役員等	備考
志村 隆雄	高崎市立中央小学校長	
矢代 憲生	高崎市立倉賀野中学校長	

社会教育の関係者

林 香	中央公民館定期利用団体連絡協議会長	
高橋ハツミ	高崎市地区婦人会連合会本部役員	
發地 史郎	高崎市長寿会連合会副会長	
三村 治	高崎市小中学校PTA連合会副会長	
本田 忠彰	高崎ユネスコ協会常任理事	副会長
吉井 辰雄	高崎市区长会会計理事	
荻原 馨	高崎市国際交流協会事業部会ボランティアスタッフ	

家庭教育の向上に資する活動を行う者

佐塚 公代	育英短期大学助教授	
-------	-----------	--

学識経験のある者

熊倉 浩靖	NPOぐんま代表	会長
友岡 邦之	高崎経済大学地域政策学部講師	
吉村 晴子	ガールスカウト群馬県支部監事	
小野里 桂	市議会教育福祉常任委員会委員長	

公募した市民

吉池 松枝	公募した市民	
吉田 幸雄	公募した市民	

オブザーバーとして出席（18年1月23日の合併までの間）（合併後は、各町村ごとに新たに委員を委嘱）

関根 清司	群馬町中央公民館長	-
羽鳥 登	箕郷町中央研修館館長	-
原田 章二	元社会教育委員	-
木村 正身	新町公民館館長	-

平成18年度 高崎市公民館運営審議会委員名簿

学校教育の関係者

氏名	推薦団体等役員等	備考
梅澤 優幸	高崎市立南八幡小学校長	専門委員
芹沢 眞澄	高崎市立並榎中学校長	

社会教育の関係者

林 香	中央公民館定期利用団体連絡協議会長	
高橋ハツミ	高崎市地区婦人会連合会本部役員	
發地 史郎	高崎市長寿会連合会副会長	
三村 治	高崎市小中学校PTA連合会長	専門委員
本田 忠彰	高崎ユネスコ協会常任理事	副会長・専門委員
小嶋 庄二	高崎市市長会会計理事	
荻原 馨	高崎市国際交流協会事業部会ボランティアスタッフ	専門委員

家庭教育の向上に資する活動を行う者

佐塚 公代	育英短期大学助教授	専門委員
-------	-----------	------

学識経験のある者

熊倉 浩靖	NPOぐんま代表	会長・専門委員
友岡 邦之	高崎経済大学地域政策学部講師	専門委員
吉村 晴子	ガールスカウト群馬県支部監事	
北村 久瑩	市議会教育常任委員会委員長	
原田 章二	元倉渕村文化協会長	
江積 仁子	箕郷公民館利用団体「大正琴城山会A組」代表	
松田 孝夫	元群馬町文化協議会顧問	
新井 實	元新町教育委員会教育長	

\*原田・江積・松田・新井委員は、平成18年1月25日に委嘱

公募した市民

吉池 松枝	公募した市民	
吉田 幸雄	公募した市民	

オブザーバーとして出席（平成18年7月1日～19年6月30日）

羽鳥 貞雄	榛名町中央公民館長による推薦	オブザーバー
-------	----------------	--------